

# 都市計画マスタープランの基本的事項

## 1. 都市計画マスタープランの基本的事項

### (1) 都市計画マスタープランとは

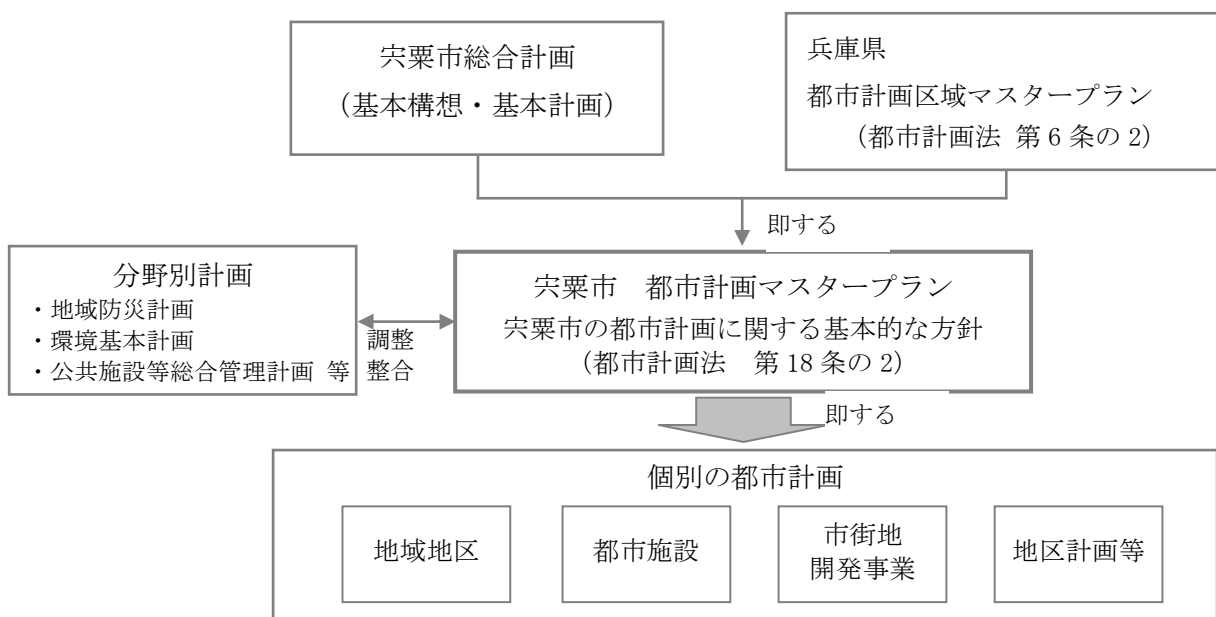
「都市計画マスタープラン（以下、都市マス）」とは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

宍粟市の最上位計画である総合計画に基づき、都市計画区域におけるより具体的な都市づくりの方針を定めるものが都市マスです。

具体的な都市計画の決定や、土地利用、開発行為等の規制誘導、地域のまちづくりの推進などの取組などは、この都市マスに基づいて進められます。

### (2) 都市マスの位置づけ

都市マスの位置づけは下図の通りです。今回、平成 30～31 年度にかけて山崎都市計画区域の地域特性や住民意向の把握・分析を行った上で、上位計画や関連計画との整合を図りながら、宍粟市の目指すべきまちづくりの方向性とその実現方策を示す計画として策定します。



都市計画マスタープランの位置づけ

#### 【参考：都市計画マスタープランとは】

都市計画マスタープラン（市町村マスタープラン）は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針として定められることが望ましい。この際、土地利用、各種施設の整備の目標等に加え、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等に関する現況及び動向を勘案した将来ビジョンを明確化し、これを踏まえたものとするのが望ましい。（「第10版都市計画運用指針」より抜粋）

### (3) 都市マスの計画期間

都市マスは、おおむね 20 年先の都市の姿を見据えながら、今後の 10 年間で優先的に整備するものを整備の目標として示すことが望ましいとされています。都市マスでは、土地利用や都市基盤施設、地域のまちづくりの方針などを定めていますが、いずれも実現するには相当程度の時間を要するものばかりで、長期的な視点を持って継続的に取り組むことが求められます。

このため、次期都市マスで示す都市づくり・まちづくりの方針は、平成 52 年頃の都市の姿を展望しつつ、策定から 10 年後の平成 42 年（2030 年）を目標年次とします。

### (4) 都市マスの計画範囲

都市マスは、原則として都市計画区域を対象に策定するものです。宍粟市には山崎都市計画区域が含まれるため、この山崎都市計画区域を計画範囲とします。

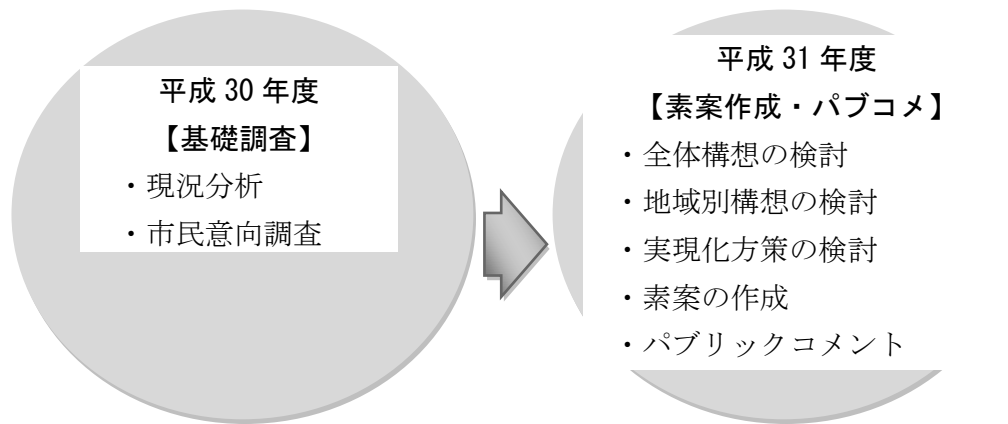
### (5) 都市マスの基本的な構成

基本的には現行マスタープランの構成を継承しつつ、これまでの取組み状況や都市を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後の本市のまちづくりに必要な方向性等を示します。

|   |
|---|
| <b>都市マスの構成（案）</b>   |
| 序章 基本的事項<br>位置づけ、計画期間、対象区域など                                    |
| 第 1 章 現状と都市づくりの課題<br>計画範囲の現状、市民意向、都市づくりの課題等                     |
| <b>全体構想</b>   |
| 第 2 章 都市の将来像<br>都市の将来像、人口フレーム、将来の都市構造、都市づくりの基本方針                |
| 第 3 章 分野別方針<br>土地利用方針、交通、公園緑地・自然環境、下水道・河川、住環境・市街地整備、都市防災、景観形成など |
| <b>地域別構想</b>  |
| 第 4 章 地域別構想<br>地域別の目標、地域別まちづくり構想                                |
| 第 5 章 実現化方策<br>まちづくりの手法、住民主体によるまちづくりの推進方針、まちづくりの計画推進体制、進行管理方策   |

(6) 都市マス見直しの進め方

平成 30 年度～31 年度にかけて見直しを進めます。平成 30 年度に基礎調査や課題抽出等、平成 31 年度に全体構想、地域別構想等を作成し、各種の手続き（パブリックコメント、庁内調整、県協議等）を行いながら素案を作成します。



(7) 検討体制

|         |  |
|---------|--|
| 事務局     | 事務局（都市整備課）は、関係機関（委員会、策定会議、市調整部会、市民参加の取組）との調整を行います。                                       |
| 検討委員会   | 宍粟市都市計画マスタープラン検討委員会は、学識者、関係行政機関、関係団体の代表または構成員、公募委員で構成されます。都市マスの計画素案策定に関する事項について、検討を行います。 |
| 策定会議    | 策定会議は、市の関係部長級職員で構成されます。<br>都市マスの策定に係る重要事項の審議を行います。                                       |
| 調整部会    | 調整部会は、策定会議の内部組織で、市の関係課長級職員で構成されます。都市マスの策定に係る重要事項の調査、関係各部間の総合調整、策定に必要な資料の調整を行います。         |
| 市民参加の取組 | 平成 30 年度 アンケート調査<br>平成 31 年度 住民説明会、素案に対するパブリックコメント<br>(住民ワークショップの開催も検討)                  |